

# 第1章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成 20 年 3 月に「田布施町男女共同参画プラン」、平成 25 年 3 月に「第 2 次田布施町男女共同参画プラン」、平成 30 年 3 月に「第 3 次田布施町男女共同参画プラン」を策定し、様々な分野において男女共同参画社会の実現に向けた計画の推進に県、関係機関・団体等と連携して取り組んできました。

町では、「第 3 次田布施町男女共同参画プラン」の計画期間が令和 4 年度で満了となることから、町の現状や課題、令和 4 年 9 月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果を踏まえつつ、国や県の動向に合わせ計画内容の見直しを行い、「第 4 次田布施町男女共同参画プラン」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「第 6 次田布施町総合計画」を上位計画とし、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき策定するものです。
- (2) 本計画の「基本目標Ⅱ みんなが共に活躍できるまちづくり」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- (3) 本計画の「基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる環境づくり」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。ただし、国、県の動向や社会情勢に考慮し、必要に応じて見直しを行います。

## 4 SDGs との関連性

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択され国際目標となった SDGs に掲げられた 17 の目標のうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするいくつかの目標の達成につながります。